



函 都 第 438 号
令和2年10月12日

株式会社トーエネック
代表取締役社長 大野 智彦 様

函南町長 仁科 喜世志



函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例への
照会に対する回答

令和2年9月2日付けで提出されました照会書に対する回答は、下記のとおりです。

記

回 答 別紙のとおり

担当 都市計画課
電話 055-979-8117

別紙

函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下「本条例」といいます。）への照会について、当町の解釈を以下のとおり記載します。

1 本条例第9条第1項の届出の提出義務に関することについて

(1)

① 本条例第9条第3項の同意に関連した同条第1項の届出を行う法的義務について

A 貴社の計画されている事業につきましては、令和2年6月25日付け函都第338号文書にも記載しましたが、本条例の適正な運用を図るためにも、本条例第9条第3項の規定に基づく同意・不同意の判断資料として、本条例附則の経過措置の規定に基づく届出は必要であると考えておりますので、至急対応いただきますようお願いいたします。なお、これは条例による義務となりますので、法令上の根拠や判例について明示する必要はないと考えますが、挙げるとするのであれば、憲法第94条及び地方自治法第14条の規定による条例制定権に基づくものです。もし、この義務について法令又は判例上の根拠を示す必要があるということであれば、その必要性についての法令若しくは判例上の根拠又は合理的な理由をお示してください。

② 本条例第9条第1項から第3項までの運用事例について

A 他の土地利用事業承認済みの太陽光発電事業における事例となりますが、既に関係法令の許認可を取得し、工事も着手していた案件に対して、本条例附則の経過措置の規定に基づき届出を求めた事例があります。その案件につきましては、本条例附則の経過措置に基づく届出も提出され、また、同条第2項の規定による変更の届出に対しては、同条第3項の規定による、町長の同意を通知しております。

(2)

③ 国や県への情報提供の考え方について



A 当町の実施する情報提供については、貴社の主張される行政手続法を遵守するのはもちろんのことですが、当町としましては、貴社の事業に関する土地利用事業事前協議に対して不同意としておりますので、必要に応じては、国や県との情報共有を進めてまいりたいと考えております。なお、その内容につきましては、各種法令による許認可の条件、国の太陽光発電事業に関するガイドラインや本条例の内容を考慮のうえで決定しますことをご承知ください。

2 本条例附則の経過措置に基づく届出には、本条例第9条第2項の適用は受けないことについて

④ 本条例第9条第2項の解釈について

A 上記②の回答にも記載しましたが、本条例附則の経過措置の規定により本条例第9条第1項の届出があった場合においても、同条第2項の規定は適用されます。現行の規定では、「事業者は、前項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生ずるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。」となっておりますので、同条第1項の届出を行った内容に変更が生ずる場合は、たとえ、それが軽微なものであったとしても、届出を提出していただいております。また、その場合においては、同条第3項による同意に関する審査を実施することとなりますが、この審査については、あくまでも変更により影響が生じる部分も含め適正に確認することが目的です。

3 本条例第9条第2項及び第3項の解釈について

⑤ 本条例第9条第3項の同意の有無に係る判断基準等について

A 同意の判断基準については、本条例第10条の規定に加え、個別具体の事業内容を総合的に審査し判断を行うことから、基準の明示は困難であると考えます。また、貴社の事業については、本条例第9条第3項の規定における、町内において実施している事業を変更しようとするときの同意は必要であるとの見解ですので、ただちに本条例附則の経過措置の規定に基づく届出を提出してください。

⑥ 本条例第9条第3項の考え方について

A 1、2段落目については貴社の見解とおおむね相違ありませんが、照会④の回答にも記載しているとおり、変更により影響が生じる部分も含め審査を実施することとなりますので、同意の判断についてもその内容次第となります。なお、3段落目以降については、国のガイドラインでは、関係法令及び条例の許認可の手続きの中で、計画の実現が困難になる可能性も示唆されており、また、本条例附則の経過措置に基づく届出及び本条例第9条第2項の届出がない状況では、貴社の事業の変更箇所や程度を正確に把握することができず、同条第3項の規定に基づく判断を行うことができないことから、事業の変更について同意することは困難であると思料しております。

油
田
印
通
信
部